

## 告 示

### 埼玉県飯能県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十一年三月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十二日

埼玉県飯能県土整備事務所長 小宮山 節 男

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百九十九号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>飯能市大字双柳字水窪一三三六番 一 地先から同市大字双柳字水窪一 三〇六番四地先まで</p>		区 間
二四・〇〇〇～二七・〇〇〇	二四・〇〇〇～三〇・〇〇〇	敷地の幅員 (メートル)
一六・〇〇〇		延 長 (メートル)
<p>この区域変更により生じる不用物件 は、売り払い処分とする予定。</p>		備 考